

母子福祉資金貸付金は、母子家庭の母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、都道府県、指定都市又は中核市から貸付けを受けられる資金である。

母子福祉資金貸付金は、修学資金、事業開始資金、生活資金など計12種類ある(図表4-2-1)。資金を借りる際に保証人が必要であるものの、利率は、資金の種類により、無利子の場合と3%の場合がある。また、償還期限は、資金の種類により、3年間から20年間までとなっている。

母子福祉資金貸付金の貸付実績は、平成18(2006)年度において、件数が51,460件、金額が23,365,670千円となっている。

また、平成19(2007)年度には、医療介護資金(医療分)の貸付金額の限度を、31万円から34万円(特に経済的に困難な事情にあると認められる場合にあっては、45万円から48万円)に引き上げた。

図表4-2-1 平成19年度母子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成19年4月1日以降適用)

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金 2,830,000円 団体 4,260,000円 (注)複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。		1年	7年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金 1,420,000円 団体 1,420,000円		6か月	7年以内	無利子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に 必要な資金 ※私立の限度額を例示、()内の数値は、一般分限度額 高校、専修学校(高等課程) (30,000) (自宅) 月額 45,000円 (35,000) (自宅外) 月額 52,500円 大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) (54,000) (自宅) 月額 81,000円 (64,000) (自宅外) 月額 96,000円 専修学校(一般課程) (29,000) 月額 43,500円 (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	就学期間中	当該学校卒業後 6か月	20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 50,000円 【特別】 一括 600,000円(12か月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中3年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	10年以内 無利子
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技術を習得するために必要な資金 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	月額 50,000円 特別 460,000円	知識技能を習得する期間中3年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内 無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	【一般】 100,000円 【特別】 320,000円		1年	6年以内 無利子

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額		貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
医療介護資金	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円			6か月	5年以内	無利子
生活資金	母子家庭の母 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭になって間もない(7年未満)母の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 103,000円 【技能】月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。 また生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12か月相当)を限度として貸付けることができる。	・知識技能を習得する期間中3年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6か月	技能習得10年以内 医療又は介護5年以内 生活安定期間の貸付8年以内 失業5年以内	年3% (医療若しくは介護を受けている場合及び技能習得期間中の貸付については無利子) (注)生活安定期間貸付の場合は月額2万円合計48万円を超えない範囲を無利子とする	
住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)			6か月	6年以内 特別 7年以内	年3%
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円			6か月	3年以内	年3%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500円 中学校 46,100円 国公立高校 85,000円 修業施設等 100,000円 私立高校 420,000円 国公立大学・短大等 380,000円 私立大学・短大等 590,000円			6か月	就学 20年以内 修業 5年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童 寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円			6か月	5年以内	年3%
特例児童扶養資金	母子家庭の母	平成14年7月に児童扶養手当の支給を受けていた者であって、申請の際現に支給を受けている児童扶養手当の額が平成14年7月分の児童扶養手当の額未満であること(全部停止を除く。)	平成14年7月分の児童扶養手当の額から、申請の際に現に支給を受けている児童扶養手当の額を控除した額	最長5年 (平成19年7月までの経過措置)	貸付期間満了後1年(貸付を受けた者が死亡、児童を扶養しなくなった場合は6か月)	10年以内	無利子	

(注) 償還:年賦、半年賦、月賦いずれも可能で繰上償還もいつでもできる。
違約金:年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元利金につき年10.75%の違約金が徴収される。